

川崎市立高津中学校PTA規約

第1章 総則

第1条 本会は、川崎市立高津中学校PTAと称し、在籍生徒の保護者、またはそれに代わる人(以下保護者という)及び同校に勤務する教職員(校長・教頭・教諭)を会員とする。

第2条 本会の事務局を川崎市立高津中学校に置く。

第3条 本会は、教育基本法の本質に従って、保護者と学校の職員の協力により、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦を図り、会員の教養の向上に努める。
2. 家庭と学校と地域社会との緊密な連絡によって、生徒の生活を指導し、学習環境の改善に努める。
3. 学校教育の充実に協力する。
4. その他、会の目的を達成するために必要と認められる活動をする。

第5条 本会は、営利的・宗教的・政党的、その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をも持ってはいけない。

第6条 本会は、学校の管理運営や人事に干渉しない。

第2章 会計

第1条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってあてる。

第2条 会費は、月額 300 円とする。(世帯、教職員一人につき)

第3条 本会の経費は、事業計画の予算に基づいて支出する。

第4条 本会の会計決算は、会計監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第5条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

第1条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 若干名(保護者)
3. 書記 若干名(保護者・教諭)
4. 会計 若干名(保護者・教職員各1名)
5. 会計監査 2名(保護者)

役員の本任期間は1年とする、ただし再選は妨げない。

第2条 役員は次によって、総会で決定する。

1. 会員、教職員、役員から選出された選考委員により、役員選考委員会(以下、選考委員会という)を構成する。
2. 選考委員会は、協議により会員の中から役員候補者(以下、候補者という)を決め、本人の同意を得て少なくとも総会の7日前に、その氏名を会員に通知しなければならない。
3. 自ら候補者になろうとするものは、その連絡先氏名を、また、候補者を推薦しようとする者は、その候補者の連絡先氏名を総会の10日前までに選考委員長に届け出なければならない。
4. 役員の選出は、原則として総会で行う。

第3条 会長が、欠員となった場合は、副会長の互選により会長を選出する。役員が欠員となった場合は、補充する。補欠役員の任期は、前任者の残りの任期とする。

第4条 役員の兼任は認めない。

第5条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は職務を代行する。
3. 書記は業務の記録、総会ならびに実行委員会の記録等の作成、その他一般文書、事務の処理に当たる。
4. 会計は会計事務にあたり、必要があればその中間報告を行い、年度末に決算書を作り、監査を経て総会に報告する。
5. 会計監査は、必要に応じ、随時会計監査を行い、その結果を総会において報告する。

第4章 常任委員会

第1条 本会の事業を行うために、次の常任委員会を置く。

1. 成人委員会
2. 広報委員会
3. 学年委員会
4. 校外委員会
5. 選考委員会

必要に応じて会長は特別委員会を置く。常任委員会の任期は1年とする。

第2条 常任委員会の任務はおおむね次の通りである。

1. 成人委員会 会員の教養の向上、及び社会教育関係の事業を行う。
2. 広報委員会 学校及びPTAの活動状況を会員に周知し、会員の意識向上を図る。
3. 学年委員会 学年PTAの運営を行う。
4. 校外委員会 校外における生徒の生活向上に努めるとともに、保護者の意識向上を図る。
5. 選考委員会 会員相互の理解を深めるとともに、PTA役員の活動の周知を図り、次年度PTA役員候補の選出を行う。

第3条 常任委員会の構成の手続きは次の通りとする。

1. 学年委員会委員は各学級保護者の中から2名選出する。
2. 成人委員会と広報委員会は各学級1名ずつ選出する。その他の委員会の委員は各地区から若干名選出する。
3. 選考委員は次の者で構成する。
 - イ. 1学年及び2年生の保護者より各学級1名選出する。
 - ロ. 教職員より2名選出する。
 - ハ. 役員より2名選出する。

第4条 常任委員会の委員長、副委員長は各委員会の委員の互選により選出する。

第5条 常任委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

第5章 実行委員会

第1条 実行委員会は、役員・常任委員会の委員長・同副委員長・校長・教頭で構成する。

第2条 実行委員会は、会長が招集し、原則として毎月1回開催する。

第3条 実行委員会の任務は、おおむね次の通りである。

1. 常任委員会、特別委員会の事業計画の審議を行う。
2. 特別委員会の設置について会長の諮問に応じる。
3. 総会に提出する議案を作成する。

第6章 総会

第1条 総会は、会長が招集する。

第2条 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第3条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第4条 実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の同意をもって要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。

第5条 総会の議案は、事前に会員に通知する。

第7章 細則

第1条 本会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議をもって定め会員に通知する。

第8章 改正

第1条 規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。
改正

昭和24年4月1日 川崎市立高津中学校父母と先生の会(PTA)規約

昭和24年7月23日 総会において、第1回役員を選出を行い規約実施

昭和26年7月7日 規約改正

昭和28年2月19日	第3章第2条一部改正
昭和29年4月12日	第3章第2条一部改正
昭和30年4月13日	第3章第5条一部改正
昭和31年7月17日	一部改正
昭和33年5月23日	一部改正
昭和40年3月10日	一部改正
昭和41年4月23日	一部改正
昭和46年4月26日	第4章改正
昭和51年4月26日	第3章及び第4章の一部改正
昭和52年4月28日	規約改正並びに細則制定
昭和58年4月28日	第2章第2条改正
昭和60年4月30日	第2章第2条改正
平成5年5月1日	第3章第1条一部改正
平成7年3月23日	細則一部改正
平成7年5月6日	第4章第1条及び第2条一部改正
平成9年5月2日	第2章第2条、第3章第1条の3、第4章第1条及び第2条の4を改正
平成12年5月6日	第4章第1条の1を改正
平成13年4月21日	第3章第2条の1及び4を改正
平成14年4月19日	第1章第1条を改正及び全文にわたり字句修正
平成16年4月23日	第1章第1条を改正及び全文にわたり字句修正
平成26年3月8日	細則一部変更
平成26年4月19日	章・条の構成を改正(案)
平成27年4月18日	第3章第2条を改正
平成29年4月15日	第3章第2条及び第4章一部改正
令和3年4月15日	第3章第2条の2及び3の一部改正

細 則

(1) 慶弔

① 弔事の場合、次のように弔意を表す。

- 会員の場合、花及び 5,000 円を贈る。
- 生徒の場合、花及び 5,000 円を贈る。
- 教職員の配偶者、父母及び子の場合、花及び 5,000 円を贈る。
- この他の場合、役員会で協議して決定する。

② 慶事の場合、役員会で協議して決定する。

(2) 見舞

- 会員宅が火災にあった場合、見舞金 5,000 円を贈る。
- 会員宅が床上水害にあった場合、見舞金 3,000 円を贈る。
- 会員及び生徒が 1ヶ月以上入院した場合、見舞金 3,000 円を贈る。
- この他の場合、役員会で協議して決定する。

(3) 表彰

① 役員、実行委員が退任する場合、次のように感謝状と記念品を贈る。

- 会長が退任する場合は、1年目を 3,000 円とし、次年度より 2,000 円ずつ加算した額に相当する記念品を贈る。
- 会長以外の役員が退任する場合は、1年目を 2,000 円とし、次年度より 1,000 円ずつ加算した額に相当する記念品を贈る。
- 正・副実行委員長には、年度ごとに 1,000 円相当の記念品を贈る。

② 教職員が退職や転任となった場合、感謝の意を表し花束を贈る。

③ この他の場合、役員会で協議して決定する。

(4) 付則

この細則は、平成 26 年 3 月 8 日より適用する。